

ネーミングライツパートナーの募集に関する質問と回答

更新日：令和8年6月19日

No.	対象施設	質問内容	回答
1	長岡市悠久山野球場 ・ 長岡市民防災公園	<p>愛称には企業名を含めず、企業名は施設内の看板等への表示に限定したいと考えていますが、このような提案は可能でしょうか。</p> <p>(例) 愛称：『悠久山▲▲▲野球場』 施設内看板等：『悠久山▲▲▲野球場 supported by●●●』</p>	<p>愛称については、企業名を含めるかどうかを条件としていないため、ご提案いただくことは可能です。</p> <p>施設内の看板等については、愛称の表示が基本となります。愛称以外の表示例をご提案いただくことは可能ですが、実際の表示内容はネーミングライツパートナーとして選定した後に市と協議の上で決定します。そのため、ご提案のとおりに表示することができない場合があることをご承知おきください。</p>
2	長岡市悠久山野球場 ・ 長岡市民防災公園	<p>本募集について、複数の企業・団体が連名または共同体の形で応募することは可能でしょうか。</p> <p>可能な場合、以下の点についてご教示ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 応募書類上、代表企業を定めたうえで応募すればよいか 2. 契約主体は代表企業のみとなるのか、連名企業すべてとなるのか 3. ネーミングライツ料の支払いについて、代表企業による一括支払いが必要か、または各企業からの分担支払いが可能か 4. 連名応募の場合に追加で提出すべき書類、または留意事項があるか <p>複数企業が地域貢献の趣旨に賛同し、共同でネーミングライツパートナーとなることを検討しているため、応募可否および手続き上の取扱いについて確認させていただきます。</p>	<p>複数の企業・団体が連名や共同体などのグループとしてご応募いただくことは可能です。ただし、この場合、同時に単独で応募することや、同時に他のグループの代表または構成員として応募することはできませんのでご注意ください。</p> <p>グループとしての応募が可能な場合のご質問に対する回答は、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1：代表となる企業（団体）をグループで決め、その代表企業（団体）が応募手続きを行ってください。 2：ネーミングライツパートナーの契約は、代表企業（団体）と行います。 3：ネーミングライツ料の支払いは、代表企業（団体）から一括で行っていただきます。 4：募集要項「11 (3)応募書類」のうち、次の書類はグループを構成する全ての企業・団体について提出してください。なお、グループを構成する全ての企業・団体が、募集要項「9 応募資格」のア～クに該当しないことが条件となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・①長岡市ネーミングライツパートナー申込書（様式1）の2ページ「2 応募者の情報」 ・②誓約書及び役員等名簿（様式2、様式3） ・③添付書類のうちア～オ <p>また、募集要項「4 愛称の条件」のオのとおり、著しく長い名称は利用者等の混乱を招くおそれがあることから愛称として付与することができませんので、愛称のご提案に際してはご配慮くださるようお願いいたします。</p>